

mansuriman **途中解約申込書** **【ご返信FAX番号 075-354-9610】**

下記の通り賃貸借契約を途中解約することを通知いたします。

mansuriman契約証書＜途中解約＞の条項より

- ① 乙は、解約希望日の前日までに書面で甲へ通知することにより、本契約を途中解約することができる。
- ② 前項の場合には、乙は、甲に対し、解約日の翌日から解約月の翌月末日までの賃料相当額を違約金として支払わなければならない。ただし、当初約定した契約期間が解約月の翌月末日よりも前に終了する場合には、解約日の翌日から当該契約期間の満了日までの賃料相当額を違約金の額とする。

物件名					号室			
契約期間	年		月	日	～	年	月	日
解約通知日			年		月			日
解約日			年		月			日
契約者名					⑩	連絡先		
転居先住所								

返金がある場合の返金口座

金融機関名			銀行・信金			支店
普通 当座	口座番号					
フリガナ						
口座名義						



株式会社 長 栄 mansuriman京都	075-354-9600	担当者		責任者	
〒600-8429 京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町369 No.60京都烏丸万寿寺ビル9F	075-354-9610				